

地域計画

策定年月日	令和7年3月31日
更新年月日	()
目標年度	令和16年度
市町村名 (市町村コード)	薩摩川内市 215
地域名 (地域内農業集落名)	湯田・西方 (湯田、松園、下町、上町、浦小路、湯之元、伊勢美山、峠路、内門、三田、永迫、砂岳)

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	40.7 ha
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	40.7 ha
② 田の面積	40.7 ha
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	0 ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	0 ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	0 ha
(参考)区域内における75才以上の農業者の農地面積の合計	20.9 ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	16.7 ha

(備考)

⑤は、地区内で引き受ける意向のあるすべての農地面積の合計

注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。

2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積(現況地目)に基づき記載してください。

3:④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。

4:⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。

5:(参考)の区域内における〇才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するよう努めてください。

6:「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

(2) 地域農業の現状及び課題

(1) 当地区の75歳以上の農業者の耕作面積等は20.9haであるが、65歳以上の農業者の状況を見ると、耕作面積は26.6haで、後継者未定により今後の耕作者が不在となる状況になれば、荒廃してしまう可能性があると考えられる。
(2) 限られた耕作者が地域農業の担い手となっており、土手の草刈りや水路の管理等も大変な状況である。
(3) 基盤整備をした所でも一筆当たりが狭く、大型機械が入りにくい。
(4) 畑が少ない。
(5) 他地域と比較して、若手農業者が多い。
(6) イノシシ等の鳥獣被害が多い。

(3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

湯田・西方地域の農地利用は、地域農業を担う5経営体が担うほか、入作を希望する農業者の受け入れを促進することにより対応していく。
・水田については、需要に応じた主食用米の作付と、適地適作を基本とした作物の作付を推進しながら、水田活用の直接交付金を有効に活用し、作物生産の維持・拡大を図りながら農業における所得向上を目指す。
・米を主要作物としつつ、新規作物の導入を検討しながら、農業を担う者を含めて栽培方法を確立する。
・地域外からも希望する認定農業者や認定新規就農者を受け入れ、さらに農業を担う者を募り、地域全体で利用する仕組みの整備を進める。
・被災状況等を即時に把握できるような連絡体制を構築する。
・水路清掃や畦の草刈等などの、農作業の省力化を図るための新たな取組を検討する。
・米以外の収益性の高い園芸作物の生産、特産加工に向けた取組を図る。
・経営の研修会を実施し、儲かる農業への取組を図る。

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1) 農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針

農地バンクへの貸付けを進めつつ、担い手への農地の集積・集約化を基本としつつ、担い手の農作業に支障がない範囲で農業を担う者により農地利用を進める。

(2) 担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標

現状の集積率	40.4 %	将来の目標とする集積率	40.4 %
--------	--------	-------------	--------

(3) 農用地の集団化(集約化)に関する目標

団地数の半減及び団地面積の拡大を進める。

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

(1) 農用地の集積、集団化の取組

当該区域のうち、多面的機能支払制度の対象農用地については、保全組合による定期的な話し合い活動を行うこととし、農業を担う者である認定農業者等への農地集積を図るほか、入作を希望する農業者の受入れを促進する。また、農業を担う者への農地集積を円滑に行えるように、生産条件の改善や新規作物の導入等を促進する。

(2) 農地中間管理機構の活用方法

将来の経営農地の集約化を目指し、農地所有者は、出し手・受け手にかかわらず、原則として、農地を農地バンクに貸し付けていく。

農業を担う者が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、農地バンクを通じて農業を担う者への貸付けを進めていく。

(3) 基盤整備事業への取組

多面的機能支払制度等の各種補助事業を活用し、水路・農道等の適正な維持管理を進めるほか、農業の生産効率の向上を図る。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組

地域内外から、多様な経営体を募り、意向を踏まえながら担い手として育成していくため、市及びJA等と連携しながら、相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業体等への農作業委託の取組

作業の効率化が期待できる防除作業については、農業公社等への委託を検討する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④輸出	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨その他		

【選択した上記の取組内容】

侵入防止柵や檻の設置状況、放置果樹や目撃・被害発生場所等を再確認し、地区を主体とした被害防止対策の構築に取り組む。また、有機・減農薬・減肥料やスマート農業の導入を検討し、環境に配慮した農業の推進を図る。

4 地域内の農業を担う者一覧(目標地図に位置付ける者)

属性	農業を担う者 (氏名・名称)	現状			10年後 (目標年度:令和 年度)				
		経営作目等	経営面積	作業受託面積	経営作目等	経営面積	作業受託面積	目標地図上の表示	備考
認農		水稻	ha	- ha	水稻	ha	- ha	A	
利用者		水稻	ha	- ha	水稻	ha	- ha	B	
認農		水稻	ha	- ha	水稻	ha	- ha	C	
利用者		水稻	ha	- ha	水稻	ha	- ha	D	
利用者		水稻	ha	- ha	水稻	ha	- ha	E	
		ha	ha		ha	ha			
		ha	ha		ha	ha			
		ha	ha		ha	ha			
		ha	ha		ha	ha			
		ha	ha		ha	ha			
		ha	ha		ha	ha			
計	5経営体		16.4 ha	0 ha		16.4 ha	0 ha		

注1:「属性」欄には、認定農業は「認農」、認定新規就農者は「認就」、法人化を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」、農業協同組合は「農協」、農業支援サービス事業者(農協を除く)は「サ」、上記に該当しない農用地等を継続的に利用する者は「利用者」の属性を記載してください。

2:「経営面積」「作業受託面積」欄には、地域計画の対象地域内における農業を担う者の経営面積、作業受託面積を記載してください。

3:農業を担う者に位置付ける場合は、できる限りその者から同意を得ていること。

4:作業受託面積には、基幹3作業の実面積を記載してください。なお特定農作業受託面積は、作業受託面積に含めず、経営面積に含めてください。

5:備考欄には、農業を担う者として位置付けられた者に不測の事態に備えて、代わりに利用する者を記載するよう努めてください。

5 農業支援サービス事業者一覧(任意記載事項)

番号	事業体名 (氏名・名称)	作業内容	対象品目

6 目標地図(別添のとおり)

7 基盤法第22条の3(地域計画に係る提案の特例)を活用する場合には、以下を記載してください。

農用地所有者等数(人)	うち計画同意者数(人・%)
-------------	---------------

注1:「農用地所有者等」欄には、区域内の農用地等の所有者、賃借人等の使用収益権者の数を記載してください。

注2:「うち計画同意者数」欄には、同意者数を記載してください。

注3:提案する地区の対象となる範囲を目標地図に明記してください。

(留意事項)

農業を担う者を位置付ける際、これらの者の氏名が含まれた地域計画について、法令に基づく手続として、本人の同意なく、関係者の意見聴取や、地域計画の案の縦覧、地域計画の公告を行うことができますが、個人情報を保有するに当たっては、利用目的をできる限り特定し、本人から直接書面に記録された個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示してください。

また、市町村の公報への掲載等とは別に、インターネットの利用により関係者以外の不特定多数に対して情報を提供する場合は、氏名を削除するなど配慮してください。

必要に応じて区域内の農用地の一覧を参考として添付してください。